

平成23年生駒市議会（第1回）定例会議案

平成23年3月7日

生 駒 市

平成23年生駒市議会（第1回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
議案第 1 号	平成23年度生駒市一般会計予算	別冊
議案第 2 号	平成23年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	別冊
議案第 3 号	平成23年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計予算	別冊
議案第 4 号	平成23年度生駒市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 5 号	平成23年度生駒市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 6 号	平成23年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 7 号	平成23年度生駒市下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 8 号	平成23年度生駒市自動車駐車場事業特別会計予算	別冊
議案第 9 号	平成23年度生駒市水道事業会計予算	別冊
議案第 10 号	平成23年度生駒市病院事業会計予算	別冊
議案第 11 号	平成22年度生駒市一般会計補正予算(第4回)	1～10
議案第 12 号	平成22年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)	11～13
議案第 13 号	平成22年度生駒市老人保健特別会計補正予算(第1回)	14～16
議案第 14 号	平成22年度生駒市下水道事業特別会計補正予算(第2回)	17～18
議案第 15 号	生駒市公告式条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第 16 号	生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例の制定について	20～25
議案第 17 号	生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26～27
議案第 18 号	生駒市市民生活に光をそそぐ基金条例の制定について	28～29
議案第 19 号	生駒市母子医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	30～31

議案第 20 号	生駒市立老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第 21 号	生駒市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	33～34
議案第 22 号	生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第 23 号	生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36～37
議案第 24 号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
議案第 25 号	生駒市景観条例の一部を改正する条例の制定について	39～42
議案第 26 号	生駒市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第 27 号	生駒山麓公園ふれあいセンターの指定管理者の指定について	44
議案第 28 号	生駒市監査委員の選任について	45
議案第 29 号	生駒市公平委員会委員の選任について	46
議案第 30 号	生駒市政治倫理審査会委員の委嘱について	47

議案第 11 号

平成 22 年度生駒市一般会計補正予算（第 4 回）

平成 22 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 9 2, 0 8 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3, 7 1 4, 6 2 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

平成 23 年 3 月 7 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		3,601,954	73,373	3,675,327
	1 地方交付税	3,601,954	73,373	3,675,327
14 国庫支出金		3,849,347	265,586	4,114,933
	1 国庫負担金	3,494,123	3,035	3,497,158
	2 国庫補助金	311,290	262,551	573,841
15 県支出金		2,019,412	73,230	2,092,642
	1 県負担金	877,574	73,230	950,804
18 繰入金		1,102,268	2,000	1,104,268
	2 特別会計繰入金	0	2,000	2,000
21 市債		2,569,200	177,900	2,747,100
	1 市債	2,569,200	177,900	2,747,100
歳 入 合 計		33,122,534	592,089	33,714,623

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,426,260	73,373	4,499,633
	1 総務管理費	3,486,167	73,373	3,559,540
3 民生費		11,123,424	112,155	11,235,579
	2 児童福祉費	5,195,581	10,469	5,206,050
	5 国民健康保険費	491,148	101,686	592,834
4 衛生費		3,395,310	2,789	3,398,099
	1 保健衛生費	1,192,290	2,789	1,195,079
5 産業経済費		325,226	2,800	328,026
	2 商工費	179,016	2,800	181,816
8 教育費		4,197,887	400,972	4,598,859
	2 小学校費	549,728	360,501	910,229
	3 中学校費	278,208	4,000	282,208
	4 幼稚園費	852,317	-18,000	834,317
	5 社会教育費	1,099,993	54,471	1,154,464
歳 出 合 計		33,122,534	592,089	33,714,623

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
民生費	社会福祉費	介護保険円滑導入事業	41,812
	児童福祉費	子どもサポートセンター事業	809
衛生費	保健衛生費	母子保健事業	1,073
	清掃費	ごみ減量化対策事業	4,156
土木費	道路橋梁及び河川費	道路橋梁維持補修事業	26,000
		北田原南北線改良事業	46,700
	都市計画費	谷田大路線街路整備事業	14,000
教育費	中学校費	中学校教育振興事業	4,000
	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	6,766
	社会教育費	中央公民館施設整備事業	60,471

2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
土木費	都市計画費	松ヶ丘通り線街路整備事業	60,000	松ヶ丘通り線街路整備事業	110,000
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	46,700	小学校施設整備事業	422,313

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

事 項	期 間	限 度 額
金 鷄 の 杜 倭 苑 管 理 業 務	平成 2 2 年度から平成 2 5 年度まで	72, 932 千円
清掃センター長期包括運営委託業務	平成 2 2 年度から平成 3 2 年度まで	5, 754, 000 千円
生 駒 山 麓 公 園 管 理 業 務	平成 2 2 年度から平成 2 6 年度まで	336, 835 千円
体 育 施 設 管 理 業 務	平成 2 2 年度から平成 2 6 年度まで	862, 500 千円

第 4 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起 債 の 的 目	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
学 校 教 育 施 設 整 備 業 務	17, 900	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5. 0% 以 内 (た だ し、 利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 場 合 に つ い て、 利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、 当 該 見 直 し 後 の 利 率)	政 府 資 金 に つ い て は そ の 融 資 条 件 に よ り、 銀 行 そ の 他 の 場 合 に は そ の 債 権 者 と 協 定 す る も の と す る。 た だ し、 市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 及 び 償 還 期 限 を 短 縮 し、 若 し く は 繰 上 償 還 又 は 低 利 に 借 換 え る こ と が で き る。	195, 800	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5. 0% 以 内 (た だ し、 利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 場 合 に つ い て、 利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、 当 該 見 直 し 後 の 利 率)	政 府 資 金 に つ い て は そ の 融 資 条 件 に よ り、 銀 行 そ の 他 の 場 合 に は そ の 債 権 者 と 協 定 す る も の と す る。 た だ し、 市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 及 び 償 還 期 限 を 短 縮 し、 若 し く は 繰 上 償 還 又 は 低 利 に 借 換 え る こ と が で き る。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 地方交付税	3,601,954	73,373	3,675,327	1 地方交付税	73,373	普通交付税	
計	3,601,954	73,373	3,675,327				

[単位 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	3,494,123	3,035	3,497,158	9 保険基盤安定負担金	3,035	国民健康保険基盤安定負担金	
計	3,494,123	3,035	3,497,158				

[単位 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 土木費国庫補助金	159,707	14,300	174,007	2 道路橋梁及び河川費補助金	14,300	大谷線等道路舗装修繕事業補助金	
5 教育費国庫補助金	42,953	195,791	238,744	1 小学校費補助金	195,791	生駒東小学校地震補強事業交付金 鹿ノ台小学校地震補強事業交付金 あすか野小学校地震補強事業交付金	64,455 110,536 20,800
6 総務費国庫補助金	0	52,460	52,460	1 総務管理費補助金	52,460	きめ細かな交付金 住民生活に光をそそぐ交付金	33,402 19,058
計	311,290	262,551	573,841				

[単位 千円]

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	859,477	73,230	932,707	7 保険基盤安定 負担金	73,230	国民健康保険基盤安定負担金
計	877,574	73,230	950,804			

[単位 千円]

(款) 18 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 老人保健特別会計繰入金	0	2,000	2,000	1 老人保健特別 会計繰入金	2,000	
計	0	2,000	2,000			

[単位 千円]

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 教育債	17,900	177,900	195,800	2 小学校債	177,900	生駒東小学校地震補強事業債 あすか野小学校地震補強事業債 鹿ノ台小学校地震補強事業債
計	2,569,200	177,900	2,747,100			

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					国県支金	地方債			
5 財産管理費	1,068,026	73,373	1,141,399			73,373	25 積立金	73,373	財政調整基金
計	3,486,167	73,373	3,559,540			73,373			

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					国県支金	地方債			
1 児童福祉総務費	3,041,792	10,469	3,052,261	9,946 (国補)		523	18 備品購入費	809	事務用備品
計	5,195,581	10,469	5,206,050	9,946		523	25 積立金	9,660	市民生活に光をそそぐ基金

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 5 国民健康保険費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					国県支金	地方債			
1 国民健康保険費	491,148	101,686	592,834	76,265 (国負)		25,421	28 繰出金	101,686	国民健康保険特別会計繰出金
計	491,148	101,686	592,834	76,265 (国負) 3,035 (県負) 73,230		25,421			

[単位 千円]

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源	区 分	金 額	
1 保健衛生総務費	418,251	2,789	421,040	2,649 (国補) 2,649		140	11 需用費	183	印刷製本費
							13 委託料	890	翻訳委託料
							25 積立金	1,716	市民生活に光をそそぐ基金
計	1,192,290	2,789	1,195,079	2,649		140			

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源	区 分	金 額	
5 消費生活費	15,128	2,800	17,928	2,661 (国補) 2,661		139	25 積立金	2,800	市民生活に光をそそぐ基金
計	179,016	2,800	181,816	2,661		139			

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源	区 分	金 額	
3 小学校施設整備費	125,003	360,501	485,504	195,791 (国補) 195,791	177,900	-13,190	13 委託料	-7,612	監理等委託料 設計等委託料
							15 工事請負費	368,113	各学校施設整備工事
計	549,728	360,501	910,229	195,791	177,900	-13,190			

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額	財源		区分	金額	
					国県支出金	地方債			
2 教育振興費	77,007	4,000	81,007	3,802 (国補)		198	11 需用費	4,000	消耗品費
計	278,208	4,000	282,208	3,802		198			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額	財源		区分	金額	
					国県支出金	地方債			
2 幼稚園施設整備費	64,250	-18,000	46,250			-18,000	13 委託料	-18,000	耐震診断委託料 監理等委託料 設計等委託料
計	852,317	-18,000	834,317			-18,000			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額	財源		区分	金額	
					国県支出金	地方債			
2 公民館費	200,142	54,471	254,613	33,402 (国補)		21,069	11 需用費	39,921	修繕料
計	1,099,993	54,471	1,154,464	33,402		21,069	13 委託料	14,550	中央公民館改修設計委託料

[単位 千円]

議案第 12 号

平成 22 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）

平成 22 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表歳入予算補正」による。

平成 23 年 3 月 7 日提出

生駒市長 山 下 真

第 1 表 歳 入 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		3,096,007	-101,686	2,994,321
	1 国民健康保険税	3,096,007	-101,686	2,994,321
9 繰入金		491,149	101,686	592,835
	1 一般会計繰入金	491,148	101,686	592,834
歳 入 合 計		10,405,974	0	10,405,974

歳入補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計	節分		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康保険税	2,875,520	-101,686	2,773,834	1 医療給付費分 現年課税分	-75,228	
				2 後期高齢者支 援金分現年課 税分	-17,921	
				3 介護納付金分 現年課税分	-8,537	
計	3,096,007	-101,686	2,994,321			

[単位 千円]

(款) 9 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節分		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	491,148	101,686	592,834	1 保険基盤安定 繰入金	101,686	
計	491,148	101,686	592,834			

[単位 千円]

議案第 13 号

平成 22 年度生駒市老人保健特別会計補正予算（第 1 回）

平成 22 年度生駒市の老人保健特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表歳出予算補正」による。

平成 23 年 3 月 7 日提出

生駒市長 山 下 真

第 1 表 歳 出 予 算 補 正

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 医療諸費		8,460	-2,000	6,460
	1 医療諸費	8,460	-2,000	6,460
3 諸支出金		30	2,000	2,030
	2 繰出金	0	2,000	2,000
歳 出 合 計		9,900	0	9,900

歳出補正予算事項別明細書

歳出

(款) 2 医療諸費

(項) 1 医療諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	財源				
					地方債	その他			
1 医療給付費	8,400	-2,000	6,400			-2,000	20 扶助費	-2,000	医療給付費 医療費支給費
計	8,460	-2,000	6,460			-2,000			

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	財源				
					地方債	その他			
1 一般会計繰出金	0	2,000	2,000			2,000	28 繰出金	2,000	一般会計繰出金
計	0	2,000	2,000			2,000			

議案第 14 号

平成 22 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）

平成 22 年度生駒市の下水道事業特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

平成 23 年 3 月 7 日提出

生駒市長 山 下 真

第 1 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
下水道費	下水道費	下水道管渠維持補修事業	5,000

2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
下水道費	下水道費	公共下水道管渠整備事業	250,000	公共下水道管渠整備事業	400,000

議案第 15 号

生駒市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 23 年 3 月 7 日

生駒市長 山 下 真

生駒市公告式条例の一部を改正する条例

生駒市公告式条例（昭和 25 年 9 月生駒市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 条例の公布は、市役所前の掲示場に掲示してこれを行う。

附 則

この条例は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

議案第 16 号

生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成23年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民活動団体の行う事業に対し、18歳以上の市民の選択の結果を考慮して生駒市市民活動支援金（以下「支援金」という。）を交付する制度（以下「市民活動団体支援制度」という。）を設けることにより、市民の市民活動に対する理解及び関心を高めるとともに、市民活動の更なる促進を図り、もって市民相互による協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 18歳以上の市民 第6条第1項の規定による届出を行う日の属する年度の6月1日現在において、本市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている18歳以上の者をいう。
- (2) 市民活動団体 自主的かつ営利を目的としない活動を行う団体であつて、福祉の増進、環境の保全、文化又はスポーツの振興、青少年の健全育成

その他の社会貢献に係る活動を行う団体のうち、次に掲げる要件に該当するものをいう。

ア 市内に事務所を有し、かつ、市内において活動を行っている、又は今後行う予定があること。

イ 規約、会則、定款等を有していること。

ウ 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。

エ 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。

オ 国又は地方公共団体の出資に係る法人等でないこと。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体その他反社会的活動を行うおそれのある団体でないこと。

キ 宗教的活動又は政治的活動をしていないこと。

（支援対象事業）

第3条 支援金の交付の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、市民活動団体の行う事業のうち、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 市内において行うものであること。

(2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動その他の社会貢献に係る活動を行うものであること。

(3) 営利を目的としないものであること。

(4) 市民を主たる対象とするものであること。

(5) 支援対象事業を行う市民活動団体の構成員のみを対象とするものでないこと。

(6) 支援金の交付を受けようとする年度に本市から支援対象事業に係る別の補助金等の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号又は第4号に掲げる要件に該当しない事業であっても、市民活動団体支援制度を設けた趣旨に合致していると市長が認める事業については、支援対象事業とする。

3 支援対象事業は、1市民活動団体につき、本市の1会計年度当たり1件とする。

(支援対象経費)

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、支援対象事業に要する経費のうち、規則で定めるものとする。

(市民活動団体の登録)

第5条 市民活動団体は、支援金の交付を受けようとするときは、市長の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録を行うときは、生駒市市民活動団体支援制度審査会の審査を経なければならない。

(支援対象登録団体の選択等)

第6条 18歳以上の市民は、本人の意思に基づき、前条第1項の規定による登録を受けた市民活動団体（以下「支援対象登録団体」という。）のうちから支援したい団体を3団体以内で選択し、市長に届け出ることができる。ただし、支援対象登録団体を選択することを希望しない18歳以上の市民は、生駒市市民活動支援基金への積立てを指定し、市長に届け出ることができる。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出がこの条例及びこれに基づく規則等の規定に適合しているか否かを確認するものとする。この場合において、市長は、当該届出が次に掲げるものと認めるときは、当該届出を無効とすることができる。

(1) 1人につき2以上の届出をした場合の全ての届出

(2) その他市長が不適合と認める届出

(市民1人当たり支援額等)

第7条 前条第1項の規定による届出に係る18歳以上の市民1人当たりの支援金の額(以下「市民1人当たり支援額」という。)は、当該届出を行う日の属する年度の6月1日現在における当該年度分の個人の市民税額の合計額の1パーセントに相当する額を同日現在の18歳以上の市民の数で除して得た額を考慮して市長が定める額とする。

2 市長は、市民1人当たり支援額を定めたときは、速やかに公表するものとする。

3 前条第1項の規定により支援対象登録団体の選択を届け出た場合における18歳以上の市民1人当たりのそれぞれの支援対象登録団体に対する支援金の額(以下「団体ごとの個人支援額」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 1団体を選択した場合 市民1人当たり支援額の全額

(2) 2団体を選択した場合 市民1人当たり支援額の2分の1に相当する額

(3) 3団体を選択した場合 市民1人当たり支援額の3分の1に相当する額

(支援金の交付の決定)

第8条 市長は、支援対象登録団体に係る団体ごとの個人支援額を積算した額(その額が支援対象経費の額の2分の1に相当する額を超えるときは、当該2分の1に相当する額)又は50万円のいずれか低い方の額を上限として、予算の範囲内において当該支援対象登録団体に交付する支援金の額を定め、交付の決定をするものとする。

(実績報告)

第9条 支援対象登録団体は、支援対象事業が完了したときは、速やかに、当該支援対象事業の実績を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告があったときは、生駒市市民活動団体支援制度審査会の審査を受けなければならない。

(支援対象登録団体等の遵守事項)

第10条 支援対象登録団体は、18歳以上の市民の支援を得るために、過度な広報活動又は不正若しくは不当な行為をしてはならない。

2 18歳以上の市民は、支援対象登録団体に対し、自らが利益を受けるために、不正又は不当な働きかけをしてはならない。

(市民活動団体支援制度審査会)

第11条 市民活動団体支援制度及び生駒市市民活動支援基金の運用について、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、第5条第2項、第9条第2項及び規則で定める事項の審査を行うため、生駒市市民活動団体支援制度審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市民活動支援基金)

第12条 市民活動の更なる促進を図るため、生駒市市民活動支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金として積み立てる額は、第6条第1項ただし書の規定により基金への積

立てを指定した18歳以上の市民の市民1人当たり支援額の合計額を考慮して一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 4 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- 5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。
- 6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
- 7 基金は、第1項に規定する目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議案第 17 号

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 23 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和
31 年 11 月生駒市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

附属機関の委員その他の構成員	日額 14,000
----------------	-----------

」を

「

附属機関の委員 その他の構成員	学識経験のある者と して選任された委員 その他の構成員	日額 14,000
	上記以外の委員その 他の構成員	日額 5,000

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生ずる報酬について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた報酬については、なお従前の例による。

生駒市市民生活に光をそそぐ基金条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成23年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市市民生活に光をそそぐ基金条例

(設置)

第1条 本市が国から交付を受ける住民生活に光をそそぐ交付金等により、地方消費者行政並びにドメスティックバイオレンス対策、自殺予防等の弱者対策及び自立支援に対する取組の強化を図るため、市民生活に光をそそぐ基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(基金の経理)

第3条 基金の経理については、住民生活に光をそそぐ交付金により造成した部分とそれ以外の部分とを区別して行うものとする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、設置目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額(第3条に規定する住民生活に光をそそぐ交付金により造成した部分に係るものに限る。)があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。

議案第 19 号

生駒市母子医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 23 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市母子医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市母子医療費助成条例（昭和 53 年 9 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例

第 1 条中「母子家庭の母子」を「ひとり親家庭の親子等」に改める。

第 2 条中「母子家庭の母子」を「者」に改め、「（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）で国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるもの」を削り、同条第 1 号ア中「18 歳未満の児童（」を削り、「者をいう。以下同じ」を「児童（以下「対象児童」という）」に、「者及びその 18 歳未満の児童」を「もの」に改め、同号ウ中「イに掲げる児童」を「エに掲げる者」に、「又は婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたことのない女子」を「、婚姻をしたことのない女子、配偶者のない男子又は婚姻をしたことのない男子」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「18 歳未満の児童」を「対象児童」に改め、同号イを同

号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と死別した男子で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの又はこれに準ずる者（以下「配偶者のない男子」という。）であって対象児童を現に扶養しているもの

ウ ア又はイに掲げる者に現に扶養されている対象児童

第2条第2号中「。ただし、生駒市内に住所を有する者に扶養又は養育されている前号ア又はイの児童については、この限りでない。」を「（生駒市内に住所を有する者に扶養され、又は養育されている前号ウ又はエに掲げる者のうち生駒市外に住所を有するものを含む。）」に改め、同条に次の2号を加える。

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない者
第3条第1項に次の1号を加える。

(4) 市長が別に規則で定める額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 20 号

生駒市立老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成23年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市立老人憩の家条例の一部を改正する条例

生駒市立老人憩の家条例（昭和46年7月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を削る。

第10条中「、老人憩の家のうち」及び「及び生駒市立老人憩の家萩の台分館」を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

議案第 21 号

生駒市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成23年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市心身障害者医療費助成条例（昭和47年3月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「奈良県から」を「奈良県の」に改め、「療育手帳」の次に「（当該手帳の交付の申請をしている者が他の都道府県等の手帳を所持している場合は、奈良県から交付を受けるまでの間、当該他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなす。）」を加え、「A」を「A1若しくはA2」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定（「A」を「A1若しくはA2」に改める部分を除く。）は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の生駒市心身障害者医療費助成条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第1項第2号の規定に該当して交付された改正前の条例第4条第1項に

規定する証明書は、当該証明書の有効期間の満了する日までの間は、改正後の生駒市心身障害者医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項第2号の規定に該当して交付された改正後の条例第4条第1項に規定する証明書とみなす。

- 3 この条例の施行の日前に奈良県から交付された療育手帳の程度がAの者は、改正後の条例第2条第1項第2号に規定する療育手帳の程度がA1又はA2の者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

議案第 22 号

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成23年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険条例（昭和34年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「380,000円」を「420,000円」に改める。

附則第4項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

議案第 23 号

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 23 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

生駒市道路占用料に関する条例（昭和 35 年 6 月生駒市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）

第 39 条第 2 項の規定による占用料の額及び徴収方法並びに法第 73 条第 2 項の規定による延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

第 3 条の見出し中「納入」を「徴収方法」に改め、同条第 1 項本文を次のように改める。

占用料は、法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第 35 条の規定により同意をした占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により許可をし、又は同法第 21 条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可を

し、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間))に係る分を、当該占有の許可又は同意をした際（電線共同溝に係る占有料にあつては、同法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した際（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した際))に徴収する。

別表備考以外の部分中「630円」を「560円」に、「970円」を「860円」に、「1,300円」を「1,200円」に、「560円」を「500円」に、「900円」を「800円」に、「1,200円」を「1,100円」に、「56円」を「50円」に、「6円」を「5円」に、「550円」を「490円」に、「340円」を「300円」に、「1,100円」を「1,000円」に、「470円」を「420円」に、「24円」を「21円」に、「34円」を「30円」に、「51円」を「45円」に、「67円」を「60円」に、「100円」を「90円」に、「130円」を「120円」に、「240円」を「210円」に、「670円」を「600円」に、「600円」を「610円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に許可を受けている道路の占有に係る当該期間の占有料の額については、改正後の生駒市道路占有料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 24 号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 23 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和 63 年 12 月生駒市条
例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 生駒市高山学研地区整備計画区域の項中「平成 21 年 6 月 30 日生駒
市告示第 121 号」を「平成 23 年 2 月 10 日生駒市告示第 28 号」に改める。

別表第 2 生駒市高山学研地区整備計画区域の部研究所ゾーンの項中「工場」の
次に「（同項第 2 号から第 4 号まで、第 6 号、第 15 号、第 19 号、第 22 号及
び第 25 号から第 27 号までに掲げる事業を営む工場を除く。）」を加え、「、地
下貯蔵槽により貯蔵される」を「、第 1 石油類、アルコール類、」に、「及び第 4
石油類並びに容量の合計が 5 万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第 1
石油類及びアルコール類」を「、第 4 石油類及び動植物油類」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

生駒市景観条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成23年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市景観条例の一部を改正する条例

生駒市景観条例（平成22年12月生駒市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「するとともに、」の次に「景観形成基本計画の策定及び」を加える。

第18条を第22条とする。

第17条第7項中「第9条第2項、第10条及び第12条」を「第11条第2項、第12条及び第14条」に改め、同条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

（景観アドバイザー）

第21条 市長は、市、市民及び事業者が行う景観の形成に向けた取組について、専門的な助言を得るため、景観アドバイザーを置く。

2 景観アドバイザーの数は、3人以内とする。

3 景観アドバイザーは、景観の形成に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

第16条を第19条とする。

第15条中「第8条第7項第5号」を「第9条第7項第5号」に改め、同条を

第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定)

第18条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、生駒市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の変更又は解除について準用する。

第14条中「第8条第1項第1号」を「第9条第1項第1号」に改め、同条を第16条とする。

第13条を第15条とし、第9条から第12条までを2条ずつ繰り下げる。

第8条第8項中「重点景観形成区域ごと」を「第6条第2項の規定により区分する区域ごと及び景観形成地区ごと」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、景観形成地区における規則で定める工作物及び規則で定める規模は、同項に規定する区域ごとにおける規則で定める工作物及び規則で定める規模にかかわらず、当該景観形成地区における規則で定める工作物及び規則で定める規模によるものとする。

第8条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(景観計画の遵守)

第10条 法第16条第1項又は第2項の届出を要する行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するようにしなければならない。ただし、市長が景観アドバイザーの意見を聴いて良好な景観の形成に資すると認めるとき又は市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

第7条を第8条とする。

第6条第1項中「市長は、」の次に「景観形成基本計画又は」を、「するときは」の次に「、あらかじめ」を加え、同条第2項中「規定は、」の次に「景観形成基本計画又は」を加え、同条を第7条とする。

第5条第1項中「総合的かつ先導的に」を削り、同条第3項中「重点景観形成区域における」を削り、「重点景観形成区域ごと」を「第2項の規定により区分する区域ごと及び景観形成地区ごと」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第4項とする。

この場合において、景観形成地区における行為の制限に関する事項は、同項に規定する区域ごとにおける行為の制限に関する事項にかかわらず、当該景観形成地区の行為の制限に関する事項によるものとする。

第5条第2項中「特に重点的に良好な景観の形成の推進に取り組む必要がある区域」を「景観上の特色を生かした良好な景観の形成の推進に取り組む必要がある地区」に、「重点景観形成区域」を「景観形成地区」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第6条とする。

2 市長は、景観計画の区域を自然景観区域、田園景観区域及び市街地景観区域に区分するものとする。

第4条の次に次の1条を加える。

(景観形成基本計画)

第5条 市長は、総合的かつ先導的な景観まちづくりを推進するため、景観形成基本計画を策定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表男女共同参画専門委員の項の次に次のように加える。

景観アドバイザー	日額 14,000
----------	-----------

議案第 26 号

生駒市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

平成 23 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年 2 月生駒市条例第 1 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「118,500 人」を「122,000 人」に改め、同条第
4 項中「50,000 立方メートル」を「45,000 立方メートル」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒山麓公園ふれあいセンターの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒山麓公園ふれあいセンター

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

大新東・ナック共同体

構成団体（代表） 大新東株式会社

東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

構成団体 特定非営利活動法人ナック

大阪府堺市南区御池台一丁27番13-310号

3 指定の期間

平成23年7月1日から平成26年6月30日まで

平成23年3月7日提出

生駒市長 山下 真

